

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	ファミリー層向け利用促進冊子等作成業務
2 業 者 名	(株) J T Bパブリッシング
3 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速道路の更なる利用促進を目的として、車での移動が多くなると思われるファミリー層に向け、阪神高速道路の沿線施設を紹介する利用促進冊子を作成するものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、①阪神高速道路を利用して、沿線の子供・ファミリー向け施設への来訪を促しやすい誌面を構成できること、②子供やその親の興味をひく冊子の作成が可能であることが契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>株式会社J T Bパブリッシングは、旅行やレジャーの情報入手先として高い知名度及びブランド力を有する情報誌「るるぶ」シリーズを発行・販売しているJ T Bの出版部門を担うグループ会社であり、「るるぶ」シリーズとして、当社のみならず、NEXCO東日本や中日本とも高速道路の利用促進を目的とした特別編集冊子を数多く作成した実績があり、好評を得ていることから、高速道路を利用して観光スポット等への来訪機会を創出する誌面構成のノウハウを持ちあわせている。</p> <p>また、同社発行誌において展開している「ぬりえAR」は、子供が塗った塗り絵がスマートフォンやタブレットのアプリを使用して動く仕組みになっていることから、他誌と比較して、子供だけでなくその親にとっても興味を引く冊子の作成が可能であるだけでなく、同社発行誌に掲載している絵柄を当冊子に流用することが可能であり、経済的かつ効率的にAR技術を利用することができるものと思料される。</p> <p>よって、株式会社J T Bパブリッシングは、他者よりも本業務を効果的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	